

新規指定障害児通所支援事業者  
(令和2年7月1日指定)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

法人名	法人住所	事業所名	事業所住所	サービス種類1	サービス種類2	サービス種類3	事業所番号	指定年月日
特定非営利活動法人ライフサポートあんしん	奈良県桜井市白河1248番地の3	多機能型事業所くれよん	奈良県桜井市安倍木材団地2丁目4番12	児童発達支援	放課後等デイサービス		2950400024	令和2年7月1日
特定非営利活動法人市民活動サークルえん	奈良県生駒市東新町4-23第一ビル301	yokoWA Lab.	奈良県生駒市元町1丁目9-17ホリデイビル2F	放課後等デイサービス			2950300034	令和2年7月1日